

## 豊島区公契約条例に関する検討委員会設置要綱

令和7年3月10日  
総務部長決定

### (設置)

第1条 豊島区が行う契約において労働者等の適正な労働環境を確保することにより、適正な履行および良好な品質の確保を図り、もって持続可能な社会の実現、区民サービスの向上および地域経済の活性化に寄与することを目的とした豊島区公契約条例（以下「条例」という。）の制定を審議・検討するにあたり、専門的な見地からの意見を求めるため、豊島区公契約条例に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、区長が条例の制定に向け必要と認める事項について、審議・検討を行うものとする。

### (構成)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者と人数で構成する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 事業者団体関係者 2人
- (3) 労働者団体関係者 2人

2 委員の任期は、区長が委嘱した日から別に区長が定める日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選で決める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (運営)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の運営は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、原則公開とする。なお、支障がある場合は非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。